

社団法人出版文化国際交流会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人出版文化国際交流会（以下、「この法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び役員退職功労金であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、この法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、この法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。ただし、使用人兼務役員の報酬は、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とすることとし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条第4項に規定する役員退職功労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬総額（月例給与及び賞与）は総会で決定する。

- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。
- 3 非常勤役員に対する報酬基準は、総会で決定する。
- 4 役員退職功労金に関しては、別に定める。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって毎月一定の日に支払うこととし、非常勤役員にあっては、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、2011年10月1日から施行する。
- 2 なお、この規程は一般社団法人への移行認可後に必要な修正を行う。